

# 企画競争説明書

業務名称：パキスタン国プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

案件番号：180524

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者として行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2022年5月下旬

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」も参照してください。

第I/II期：2019年2月～2020年12月

第II/II期：2021年1月～2022年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は当機構の想定ですので、競争参加者は業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

## 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 竹澤 朱美 Takezawa.Akemi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パキスタン国プライマリヘルスケアにおける母子保健強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」に参加した会社及び個人は本公示案件に参加できない。

\* 本公示案件名称とは異なるが、詳細計画策定調査時の名称は「パキスタン国プライマリヘルスケアにおける母子保健強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」として実施した。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ６部  
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

**現地再委託費**

(1) 介入効果の検証を目的とするベースライン・中間・エンドラインKAPB調査

(2) プロジェクト指標入手のためのベースライン・エンドライン調査

**【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて**

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手記することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- |           |   |            |   |
|-----------|---|------------|---|
| a) PKR 1  | = | 0.848780   | 円 |
| b) US\$ 1 | = | 113.385000 | 円 |
| c) EUR 1  | = | 129.024000 | 円 |

5) その他留意事項

**8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法**

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/保健行政
- b) EPI
- c) 保健計画/ヘルスプロモーション

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 26.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月28日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達 of 適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：EPIまたは保健計画に係る業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任者/保健行政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：保健行政にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 EPI】

- a) 類似業務の経験：EPIにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 保健計画/ヘルスプロモーション】

- a) 類似業務の経験：保健計画またはヘルスプロモーションにかかる業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月18日(金) 16:00～18:00

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 209会議室

3. 実施方法：

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

（3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

*注）当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。*

以上



パキスタン国プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト  
【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
<small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/保健行政	(21.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： EPI	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 保健計画/ヘルスプロモーション	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



### 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

パキスタン・イスラム共和国（以下パキスタン）では、1990年と比較し、妊産婦死亡率が出生10万対431から178へ、5歳未満児死亡率が出生1000対262から81（世銀、2015年）へと飛躍的に改善しているものの、依然高い数値を示しており、持続可能な開発目標（以下SDGs）において2030年までに達成すべき妊産婦死亡率（出生10万対70以下）及び5歳未満児死亡率（出生1000対25以下）を実現するためには更なる努力が必要である。

特に、パキスタンは野生株ポリオの発生が残る常在3か国の1つである。各ドナーの協力を得てパキスタン政府が進める追加的なポリオ接種キャンペーンでのポリオワクチン接種等によって2014年に306件あった発症件数は2017年に8件にまで減少したが、国内発生をなくして世界的なポリオ撲滅に貢献するには更なる取組が必要である。JICAは2016年から円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ2）」を実施し、ポリオワクチンの調達を支援しているが、調達されたワクチンが遅滞なく適切に使用され、ポリオワクチンの対象人口（5歳未満児）への確実な接種を行うため、州・県保健局のワクチン接種活動、啓発活動の強化が求められている。

さらに、ポリオの発生がなくなるポリオフィアの達成及び全世界からのポリオ撲滅後を見据えて、ポリオを含む包括的な定期予防接種システム体制をより一層強化することが求められている。これまでにJICAやGAVIアライアンス、世界銀行などの協力を通じて、ワクチンマネジメント、コールドチェーン機材などロジスティクスの強化や、EPIテクニシャンと呼ばれる予防接種サービス提供者の能力向上等が図られてきた。しかし、アフガニスタンと国境を接するハイバル・パフトゥンハー州（以下KP州）や連邦直轄部族地域では、山がちな地形や治安の不安定さにより予防接種サービスが行き届いていない地域が残っている。これらの国境付近には季節労働者や遊牧民、難民などの流動人口も多く、ワクチン接種サービスから取り残されることにより感染症の発症・蔓延に結びつくリスクが高い。さらに文化・社会的背景により予防接種に対する正しい理解が広まっていないコミュニティも残っており、こうした地域に対する定期予防接種システム強化の面的な拡大が求められている。

JICAは2014年11月から2018年6月まで定期予防接種強化プロジェクトを実施し、KP州のマンセラ県、ノーシェラ県、ラッキ・マルワット県においてワクチン接種者の能力強化や住民に対する啓発活動などを通じ、州政府の予防接種体制強化の取組を支援してきた。これら州政府の取組により、予防接種サービス提供の拠点となる一次医療施設の能力は向上しつつあるものの、今後、誰一人取り残さない予防接種システムの構築に向け、サービスへのアクセスが困難な集団やコミュニティに対するサービス提供の質の確保及びポリオ撲滅も見据えた州・県保健局のモニタリング体制の強化が求められている。

以上の背景から、本事業では、KP州の4県においてアクセス困難地域の住民や流動人口に対して予防接種サービスを提供する巡回活動を強化するとともに、サービスが行き届いていないコミュニティの住民に対して予防接種を含む母子保健サービスに関する啓発活動を行い、さらに一次医療施設に対する統合的なモニタリング体制の構築を通じて、ワクチンロジスティクスからサーベイランスに至る一連の定期予防

接種システムの改善を図る。本事業は、プロジェクト対象県ひいては KP 州全体の定期予防接種システムの強化に寄与し、円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」の効果拡大によるポリオフリーの実現と維持及び世界的なポリオ撲滅に貢献するものである。

## 2.プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】

### (2) 上位目標

KP 州の定期予防接種サービスが強化される。

### (3) プロジェクト目標

対象県で定期予防接種サービスが強化される。

### (4) 期待される成果

- 1) アクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する定期予防接種の巡回活動およびアウトリーチ活動が強化される。(サービス提供)
- 2) サービスが行き届かないコミュニティでの啓発活動が強化される。(需要喚起)
- 3) KP 州において一次レベル医療施設の定期予防接種サービスの質がスーパービジョンを通して向上する。

### (5) 活動の概要

#### 【成果 1 に係る活動】

- 1.1. 対象県において、アクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する EPI と母子保健サービスに関する KAPB 調査<sup>1</sup>及びボトルネック分析を実施する。
- 1.2. 対象県において、レディヘルスワーカー (LHW) と MCH プログラムと連携したアクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する巡回活動とアウトリーチ活動に係る、ターゲットの課題に応じた戦略を策定する。
- 1.3. アクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する巡回活動およびアウトリーチ活動に関する標準運用手順 (SOP) を作成する。
- 1.4. 1.3 で作成した巡回活動およびアウトリーチ活動の SOP を国家 EPI 方針に組み込む。
- 1.5. 対象県において、アクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する巡回活動およびアウトリーチ活動の実施計画を策定する(スケジュールと人員を含む)。
- 1.6. アクセス困難地域での巡回活動およびアウトリーチの活動に関する EPI テクニシヤンの研修カリキュラムを開発する。

<sup>1</sup> KAPB 調査：保健課題（ここでは予防接種）に関する対象群の Knowledge（知識）、Attitude（態度）、Practice（実践）、Behavior（行動）を明らかにする調査。

- 1.7. マンセラ県において、アクセス困難地域での巡回活動およびアウトリーチ活動に関する研修を、対象県の選出された EPI テクニシャンに対して実施する。
- 1.8. 対象県において、EPI テクニシャンによる巡回活動およびアウトリーチ活動が行われ、SOP に沿って指定されたフォームでレポートデータを収集する。
- 1.9. 巡回活動およびアウトリーチ活動の結果をまとめ、合同調整委員会 (JCC) で連邦 EPI と KP 州保健局に発表する。
- 1.10. 対象県において、アクセス困難地域や流動人口／季節移住者に関するエンドライン KAPB 調査を実施する。
- 1.11. 対象県及び KP 州のアクセス困難地域や流動人口／季節移住者に対する巡回活動およびアウトリーチ活動に関する長期戦略を策定する。

#### 【成果 2 に係る活動】

- 2.1. 対象県において、EPI と母子保健サービスの KAPB 調査及びボトルネック分析を実施し、啓発活動の実施対象とするサービスが行き届かないコミュニティを選定する。
- 2.2. 対象のサービスが行き届かないコミュニティごとに、EPI と関連する保健サービスに係る阻害要因に応じた啓発活動の戦略を策定する。
- 2.3. 対象コミュニティにおいて、EPI テクニシャン、LHWs 、コミュニティ助産師 (CMWs: Community Midwives) (あるいは市民社会団体 (CSO: Civil Society Organization)) を通して阻害要因に合わせた社会啓発活動を実施する。
- 2.4. 対象コミュニティにおいて、啓発活動のインパクトに関する中間 KAPB 調査及びエンドライン KAPB 調査を実施する。
- 2.5. 2.4 の結果に基づき、対象コミュニティにおける啓発活動のための阻害要因に応じたコミュニケーションツールを開発する。
- 2.6. 対象コミュニティにおける啓発活動の結果と成果をまとめ、JCC で連邦 EPI と県保健局に対して発表する。
- 2.7. 普及セミナーを開催し、啓発活動のインパクトと優良事例を CSO とコミュニティの代表者に紹介する。
- 2.8. KP 州全体に対する定期予防接種に対する意識を高めるための広報活動を実施する。

#### 【成果 3 に係る活動】

- 3.1. 電子的活動記録 (e-モニタリング) を導入している一次レベル保健施設における EPI、母子保健、LHW サービスのための効果的なワクチン管理 (EVM) を含んだ統合スーパービジョンに係る SOP を開発する。
- 3.2. 全県の一次レベル保健施設における EPI サービスのスーパービジョンマイクロプランを、予防接種情報システム (e-Vaccs) に沿う形で改訂する。
- 3.3. 全県のすべての県スーパーバイザー (DSV) に対するスーパービジョンに関する研修をマンセラ県で実施する (一次レベル保健施設での実地研修、研修後のフォローアップ活動を含む)。
- 3.4. 全県で地区スーパーバイザーと協力して県スーパーバイザーによるサポータティブスーパービジョンを行う。
- 3.5. SOP で指定されたフォームによるスーパービジョンの結果を収集する。
- 3.6. スーパービジョンの結果を要約して、3 ヶ月毎に州と県へフィードバックす

る。

3.7. スーパービジョンの結果に基づいて、一次レベル保健施設の EPI サービスを改善するためのフォローアップ活動を実施する。

3.8. 全県で DSV の定期的会合を開催し、スーパービジョンの結果を共有し、スーパービジョンの実施を改善する方法を見つける。

(6) 対象地域

KP 州/重点対象県：マンセラ県、コヒスタン県、ラッキ・マルワト県、トルガー県

(7) 関係官庁・機関

相手国側実施機関：KP 州保健局 EPI プログラム、重点対象県の県保健局

(パートナー機関：KP 州保健局母子保健プログラム、レディヘルスワーカープログラム)

(8) 協力期間

3 年間（最初の日本人専門家がパキスタンに到着した日から）

### 3. 業務の目的

パキスタン「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2018 年 10 月 23 日にハイバル・パフトゥンハー州と締結した R/D に基づいて実施される「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(2) 現地リソースの活用

先行案件である技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」（2014

年～2018年)ではKP州におけるワクチン接種を担う医療従事者の能力向上や住民を対象とした啓発活動で成果を挙げている。本事業は先行案件で育成された人材やその他ローカルリソースを最大限活用することを通じて、その成果の更なる定着を図るとともに、本プロジェクト完了後を見据え、現地リソースを中心とした定期予防接種システムが強化されるよう、ワークプラン策定段階から実施段階まで継続して本プロジェクトの持続性にも最大限配慮することとする。

### (3) EPI以外の母子保健サービスの統合の配慮

本事業では、先行案件である技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」(2014年～2018年)が築いたKP州保健局EPIプログラムとの強固な関係を活用し、定期予防接種体制の強化に引き続き主眼を置きながら、可能な範囲でEPI以外の母子保健サービス(妊産婦に対する破傷風ワクチン接種、母子のレファラル紹介、栄養介入等)を計画・戦略立案、アウトリーチなどサービス提供活動に組み込むよう最大限配慮することとする。

### (4) 他援助機関との連携

EPI分野では、国家及び州(KP州も含む)予防接種支援プログラム(Immunization Support Program: ISP)が2016年11月から開始された。本プログラムでは、GAVIアライアンス、世界銀行、ビル&メリンダゲイツ財団、USAIDなどのパートナーの資金と、パキスタン政府の資金をマッチングさせて資金源としており、本事業でもこうした活動と重複を避けつつ、連携して支援を行う。

### (5) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・介入効果の検証を目的とするベースライン・中間・エンドラインKAPB調査(アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対するEPIと母子保健サービス・啓発活動に関する調査)

- ・プロジェクト指標入手のためのベースライン・エンドライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

上記活動のほか、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、プロポーザル上の提案に際しては現地再委託は別見積もりとする。

### (6) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果が日本、パキスタン両国民に正しく理解されるよう、パキスタン側と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA

が運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成（四半期に一度を想定）、ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebook における発信等、JICA が実施する広報活動に協力を行うこと。

JICA ロゴの使用については「JICA CI（ロゴ）運用マニュアル」に従って使用することとし、それに抛りがたい事情がある場合は、JICA に相談すること。

なお、現地の治安状況に鑑み、日本の支援に関する広報活動にも一定の配慮を講ずる状況が想定される場合には必ず JICA パキスタン事務所もしくは監督職員に広報の内容、方法について事前に相談すること。

#### (7) 有償資金協力事業との連携

有償資金協力「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」にてポリオ対策に必要なポリオワクチンの調達を通じてポリオワクチンの円滑な接種を支援している。本プロジェクトによる予防接種活動の体制強化により、さらなる効果発現が促進されることが期待されるため、ワークプラン策定段階から実施段階まで継続して有償資金協力「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」との連携に最大限配慮する。

#### (8) 根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、特に KAPB 調査の効果検証を中心に、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう、可能な限り統計学的手法（事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む）を用いた検証を行うように留意する。

#### (9) 本邦研修の実施

以下の表にて示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を実施する。プロポーザルにおいて、C/P に対する本邦研修にかかる実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこととする。その際は、実施業務に関連する経費もあわせて積算すること。なお、本邦研修にかかる受入業務、監理業務は JICA で対応する。

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度
保健行政	KP 州保健局関係者	4 名	約 1 週間	2019 年度
EPI	県保健局関係者	6 名	約 10 日間	2020 年度

## 6. 業務の内容

### (1) ワーク・プランの作成・協議、合意

本プロジェクトに係る詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第 1 期原案）（英文）に取りまとめる。同プランを基にパキスタン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プラン（第1期原案）については、上記意見交換、以下に示す「モニタリングシート（ver. 1）の作成・協議、合意」作業での議論を踏まえて、その修正版を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、合意する。

第1期契約期間の実績・教訓やパキスタン側の政策・計画・意向を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期原案）（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、パキスタン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像の再確認、第2期の活動方針を共有した上で、ワーク・プラン（第2期）として取りまとめ、合意する。

なお、業務工程計画の進捗管理やパキスタン側との情報共有の工夫について、レポートにて提案し、ワークプランの作成に反映させる。

## （2）モニタリングシート（ver. 1）の作成・協議、合意

2018年10月に策定したPDM、POを基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換し、合意する。その結果を踏まえて、修正版PDM、POを作成し、モニタリングシート（ver.1）としてJICAパキスタン事務所に提出する。

PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

## （3）ベースライン調査、エンドライン調査の実施支援

プロジェクトの枠組みにおける指標など、プロジェクト評価のための介入前のデータ収集及び介入後のデータ収集を行い、プロジェクト計画立案、モニタリング、評価のために活用する。なお、上位目標及びプロジェクト目標の指標とすべき項目は先方政府と合意済みであるため、ベースライン調査の結果を踏まえて指標の設定を行う。

## （4）予防接種活動に関するベースライン KAPB 調査の実施支援（活動 1.1,2.1）

本事業では、KP州の対象4県におけるアクセス困難地域や流動人口/季節移住者への予防接種サービスの提供強化と啓発活動の強化を図ることを目的の一つとしており、本事業の具体的な戦略策定を行うために対象となるアクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対して、EPIと母子保健サービスに関するKAPB調査を行い、EPIと母子保健サービスの拡大を図る上でのボトルネック分析を実施する。

本業務の支援については、現地再委託を認める。

## （5）予防接種活動に関するベースライン KAPB 調査に基づく戦略策定支援（活動 1.2,2.1,2.2）

KAPB調査及びボトルネック分析の結果を踏まえ、アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対する巡回活動とアウトリーチ活動に関し、対象地域や集団の特定を行い、各ターゲットの課題に応じた戦略を策定する。また、啓発活動の対象とするコミュニティを含むユニオンカウンスル（Union Council: 人口2-3万人程度）を対象県から選定し、EPIと関連する保健サービスに係る阻害要因を3とおりほど同定し、その阻害要因に対応する啓発活動の戦略を策定する。定期予防接種に係る阻害

要因はターゲット層ごとに異なり、保健施設へのアクセスが悪い、治安が悪く保健ワーカーの活動が制限される、文化・社会的背景により予防接種に対する正しい理解が広まっていないなど様々であるため、阻害要因に応じた異なるサービス提供や啓発活動の戦略策定が求められる。なお、本事業では、先行案件である技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」（2014年～2018年）が築いたKP州保健局EPIプログラムとの強固な関係を活用し、定期予防接種体制の強化に引き続き主眼を置きながら、可能な範囲でEPI以外の母子保健サービス（妊産婦に対する破傷風ワクチン接種、母子のレファラル紹介、栄養介入等）を活動に組み込むよう最大限配慮することとする。

予防接種サービスの提供に際してはレディヘルスワーカー（LHWs）やMCHプログラムとの連携、また、社会啓発活動はEPIテクニシャン、LHWs、コミュニティ助産師（CMWs）、市民社会団体（CSO）等を通して行うことが想定されるため、各コミュニティごとの適切な実施主体の選定を行う。

（6）巡回活動及びアウトリーチ活動の標準運用手順の作成、実施計画の策定支援（活動1.3,1.4,1.5）

対象県のアクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対する予防接種サービスの提供を強化するため、巡回活動及びアウトリーチ活動に関する標準運用手順（SOP）を作成し、SOPが国家EPI方針に組み込まれるよう支援する。また、SOPに基づいて実際にアクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対して予防接種サービスの提供を図るため、巡回活動及びアウトリーチ活動のスケジュールや人員等を含む実施計画を策定し、同実施計画に基づいて適切に予防接種サービスの提供が図られるよう支援する。

（7）EPIテクニシャンの研修カリキュラムの開発及び研修実施支援（活動1.6,1.7）

アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対して適切な予防接種サービスを提供するため、対象県のEPIテクニシャンに対して巡回活動及びアウトリーチ活動に関する研修を実施する必要がある。本事業では、アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対する巡回活動及びアウトリーチ活動に関するEPIテクニシャンの研修カリキュラムを開発する。また、対象4県のEPIテクニシャン（各県100名程度）に対して研修をマンセラ県において実施する。

（8）巡回活動及びアウトリーチ活動の実施結果の収集支援（活動1.8,1.9）

対象県において実際に巡回活動及びアウトリーチ活動が実施されるため、SOPに沿って指定されたフォームで活動のレポートデータを収集する。収集した各活動のレポートデータを基に巡回活動及びアウトリーチ活動の結果をまとめ、JCCで連邦EPI、KP州保健局と対象県保健局に発表する。なお、本事業では定期予防接種サービスに関する協力を引き続き軸としながらも、EPIサービスにその他の母子保健サービスを組み込むよう最大限配慮するため、母子保健プログラムやLHWプログラムも必要に応じて協議に巻き込むこととする。

（9）予防接種活動に関するエンドラインKAPB調査の実施（活動1.10）

対象県において、アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対してKAPB調査を行う。本事業はアクセス困難地域や流動人口/季節移住者への予防接種サービスの

提供強化を図ることを目的の一つとしており、事業実施後の EPI や母子保健に関する KAPB 調査を行うことで、アクセス困難地域や流動人口/季節移住者の予防接種に対する現状を把握するとともに、本事業の実施効果を測る。

(10) 予防接種活動に関する長期戦略の策定支援 (活動 1.11)

本事業における活動やエンドライン調査の結果を踏まえ、事業実施後の持続的な体制を構築する観点から、アクセス困難地域や流動人口/季節移住者に対する巡回活動及びアウトリーチ活動に関する長期戦略を策定する。

(11) 社会啓発活動の実施支援 (活動 2.3)

対象コミュニティごとの啓発活動の戦略に基づき、各コミュニティごとの EPI と関連する保健サービスに係る阻害要因に応じた社会啓発活動を実施する。社会啓発活動は、各コミュニティの状況にあわせて EPI テクニシャン、LHWs、コミュニティ助産師 (CMWs)、市民社会団体 (CSO) 等を通して行う。

(12) 啓発活動に関する中間 KAPB 調査の実施支援 (活動 2.4)

対象コミュニティにおいて実施した啓発活動のインパクトに関する中間 KAPB 調査を実施する。中間 KAPB 調査を通じて啓発活動のインパクトを測るとともに、啓発活動の阻害要因を分析することでコミュニティごとに適切な啓発手法を明らかにする。

(13) 啓発活動に関するツール開発支援 (活動 2.5)

中間 KAPB 調査による啓発活動の阻害要因の分析を踏まえ、全ての対象県でコミュニティが抱える阻害要因に応じた啓発活動を行うためのメッセージを伝えるパンフレットなどコミュニケーションツールを開発する。

(14) 啓発活動に関するエンドライン KAPB 調査の実施支援 (活動 2.4)

対象コミュニティにおいて、啓発活動に関するエンドライン KAPB 調査を行う。本事業はサービスが行き届かないコミュニティでの啓発活動強化を目的の一つとしており、事業実施後の対象コミュニティにおける啓発活動に関する KAPB 調査を行うことで、サービスが行き届かないコミュニティでの啓発活動の現状を把握するとともに、本事業の実施効果を測る。

(15) 啓発活動の実施結果の収集・普及、及び戦略策定支援 (活動 2.6,2.7)

対象コミュニティにおいて実施するエンドライン KAPB 調査の結果を分析し成果をまとめる。活動結果及び成果は、JCC で連邦 EPI、KP 州保健局と対象県保健局に対して発表する。なお、本事業では定期予防接種サービスに関する協力を引き続き軸としながらも、EPI サービスにその他の母子保健サービスを組み込むよう最大限配慮するため、母子保健プログラムや LHW プログラムも必要に応じて協議に巻き込むこととする。また、啓発活動のインパクトと優良事例を CSO とコミュニティの代表者計 100 名程度に紹介する普及セミナーを実施する。さらに、事業実施後の持続的な体制を構築する観点から、サービスが行き届かないコミュニティの阻害要因にあわせた啓発活動戦略を策定する。

(16) KP州全体に対する広報活動の実施支援(活動2.8)

本事業はKP州の4県を対象としているが、KP州全体に対して定期予防接種に係る啓発活動の広報活動を実施することで、KP州全体の定期予防接種に対する意識を高め、KP州全体の定期予防接種サービス強化を図る。

(17) スーパービジョンに係るSOPの開発支援(活動3.1)

本事業では、KP州においてスーパービジョンを通じて一次レベル医療施設の定期予防接種サービスの質を向上させることを目的の一つとしている。スーパービジョンの適切な実施を図るため、e-モニタリングを導入している一次レベル保健施設におけるスーパービジョンに係るSOPを開発する。SOPの開発に際しては、様々なサービス提供に係る統合的なスーパービジョンを行うため、EPI、母子保健、LHWサービスのための効果的なワクチン管理(EVM)を含んだ内容を検討する。また、県スーパーバイザーによるスーパービジョンのみならず、地区スーパーバイザーと協力して行うサポータティブスーパービジョンを含んだ内容を検討する。

(18) EPIサービスのスーパービジョンマイクロプラン改訂支援(活動3.2)

活動3.1で開発したSOPに沿ったスーパービジョンが適切に行われるよう、KP州全域の一次レベル保健施設における、スーパービジョンのタイミング等を定めたEPIサービスのスーパービジョンマイクロプランを予防接種情報システム(e-Vaccs)に沿う形で改訂する。

(19) 県スーパーバイザーに対するスーパービジョンに関する研修実施支援(活動3.3)

KP州全域のすべての県スーパーバイザー(300人程度)に対するスーパービジョンに関する研修をマンセラ県で実施する。研修には、一次レベル保健施設での実地研修を含み、県スーパーバイザーが適切なスーパービジョンを行うことができるよう支援する。また、研修後のフォローアップ活動を行い、必要に応じて県スーパーバイザーへの指導を行う。

(20) サポータティブスーパービジョンの実施支援(活動3.4)

一次レベル医療施設に対して、地区スーパーバイザーと協力して県スーパーバイザーによるサポータティブスーパービジョンを行う。すべての地区スーパーバイザーが各県の県スーパーバイザーと共にサポータティブスーパービジョンが実施できるよう支援する。

(21) スーパービジョンの結果収集及び州・県への報告支援(活動3.5,3.6)

SOPで指定されたフォームによるスーパービジョンの結果を定期的に収集する。収集したスーパービジョンの結果を要約し、3か月ごとに州・県へフィードバックする。

(22) スーパービジョンに係るフォローアップの実施支援(活動3.7)

スーパービジョンの結果に基づいて、一次レベル保健施設のEPIサービスを改善するためのフォローアップ活動を実施する。

### (23) 県スーパーバイザーの定期的会合実施支援 (活動 3.8)

各県で県スーパーバイザーの定期的会合を実施し、各県内におけるスーパービジョンの結果を共有する。また、一次レベル保健施設における EPI サービスの質を向上させるために、スーパービジョンの実施を改善する方法を検討する。

#### 【全契約期間を通じての業務】

##### (1) 合同調整委員会 (JCC) の開催

少なくとも年に 1 回 JCC を開催し、モニタリングシート等を用いてプロジェクトの進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針について C/P と協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ (英文) に取りまとめ、C/P の確認を得る。

##### (2) プロジェクト進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に 1 度の頻度でモニタリングシート (英文) を先方実施機関と共同で作成し、JICA パキスタン事務所経由で JICA 人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前には、C/P とともに JCC で合同レビューを行う。

##### (3) 本邦研修の実施支援

C/P に対し、必要に応じて本邦研修を実施する。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017 年 6 月) を参照の上、スケジュール、対象者、研修受入れ機関、研修内容を研修開始 4.5 か月前までに JICA に提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務は JICA で対応し、本契約では実施業務 (研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成) を行う。実施業務に関連する経費を積算すること。

##### (4) 広報活動

業務実施に当たっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパキスタン・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部およびパキスタン事務所と協議の上、広報に努める。効果的な広報の方法について、提案すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

期	レポート名	提出時期	部数
第 1 期	業務計画書 (第 1 期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文 : 3 部
	ワーク・プラン (第 1 期)	業務開始から約 4 ヶ月後	英文 : 10 部

	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：10部
	プロジェクト業務完了報告書（第1期）	第1期契約終了時	和文：5部 英文：15部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3ヵ月後	英文：10部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：10部
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：15部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

## （2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 巡回活動及びアウトリーチ活動に係る標準運用手順
- イ EPI テクニシヤンの研修教材
- ウ 巡回活動及びアウトリーチ活動に係る長期戦略
- エ 啓発活動教材
- オ スーパービジョンに係る標準運用手順

## （3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、2019年2月に開始し、約39ヶ月後の終了を目処とする。以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2019年2月下旬～2020年12月下旬

(2) 第2期：2021年1月上旬～2022年5月下旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 28M/M

全体 約 43M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 業務主任者/保健行政（2号）

イ EPI（3号）

ウ 啓発活動/広報

エ 保健計画/ヘルスプロモーション（3号）

オ 業務調整

### 3. 対象国の便宜供与

#### (1) C/Pの配置

#### (2) 事務所スペースの提供（マンセラ県保健局内）

### 4. 配布資料／貸与資料

#### 【配布資料】

- ・詳細計画策定調査結果（2017年11月、ミニッツ含む）
- ・R/D（2018年10月、PDMを含む）
- ・パキスタン定期予防接種強化プロジェクト Project Completion Report
- ・パキスタン定期予防接種強化プロジェクト専門家業務完了報告書

### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。なお、提案に際しては業務用機材は本見積もりに計上する。

### 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施するこ

とを認める。

- (1) 介入効果の検証を目的とするベースライン、中間、エンドライン KAPB 調査
- (2) プロジェクト指標測定のベースライン、エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、プロポーザル上の提案に際しては現地再委託は別見積もりとする。

## 7. 安全管理

(1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA パキスタン事務所、在パキスタン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

(2) 先行案件である技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」におけるプロジェクト事務所を使用する場合は、JICA が過去に実施した安全評価調査より、出入りロゲートの車両突入防止装置・監視カメラ・緊急時に使用するパニックボタン・アラームシステムの設置等が追加安全対策措置として推奨されたことを踏まえ、追加安全対策措置を講じることを契約交渉時に JICA と協議する。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定している。

以上

(4) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することが出来るものとする。

以 上

